

諮問庁：独立行政法人住宅金融支援機構

諮問日：令和元年6月4日（令和元年（独情）諮問第22号及び同第23号）

答申日：令和元年10月28日（令和元年度（独情）答申第43号及び同第44号）

事件名：損害保険業務を特定保険会社に行わせている業務委託契約証書等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書46（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成31年2月28日付け住機個発第2372号により独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」、  
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

###### ア 令和元年（独情）諮問第22号

審査請求人は、平成31年1月29日付け、処分庁に対して法人文書開示請求を行い、同年2月28日付け、処分庁から上記1に記載する処分を受けた。

しかし、本件処分は、審査請求人が開示請求した趣旨とは違う法人文書が開示決定された。（本件で4回目である）よって、請求の趣旨及び内容に応じた文書（「損害保険会社との業務委託契約」「金融機関との代理店契約書など」）を開示するよう審査請求をする。

###### イ 令和元年（独情）諮問第23号

（上記アと同旨のため略）

よって、平成31年3月12日付、請求内容に応じられると見込まれる法人文書の開示実施を行った。しかし、実施開示された法人文

書は、審査請求人が開示請求した内容とは全く違う法人文書が開示された。（本件で5度目（原文ママ）である）請求内容に応じた文書（「損害保険会社との業務委託契約」など）を開示するよう審査請求をする。

## （2）意見書

令和元年（独情）諮問第22号及び同第23号に対し、審査請求人から令和元年7月18日付け（同月22日受付）でそれぞれ意見書が当審査会宛に提出された（いずれも、諮問庁に対し、閲覧をさせることは、適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

（令和元年（独情）諮問第22号及び同第23号とも同一内容。）

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、法9条2項の規定に基づき処分庁が、法人文書開示決定通知書（平成31年2月28日付け住機個発第2372号）により行った一部開示決定に対してなされたものである。

### 2 審査請求の理由について

上記第2の2のとおり。

### 3 一部開示決定の妥当性について

平成31年1月29日付けで審査請求人が処分庁あて請求した「法人文書開示請求書」中の「1 請求する法人文書の名称等」において「損害保険（火災保険）業務を特定保険会社へ行わせている業務委託契約証書、住宅ローンを金融機関に取扱わせている代理店契約（業務委託）証書」として審査請求人が請求を希望した法人文書について、処分庁で保有する法人文書から特定の上、開示決定し、一部を開示した。

ただし、氏名など特定の個人を認識することができる情報は、法5条1号に該当するため、これらの情報が記載されている部分は不開示としたものである。

さらに、認証的機能を有している印影は、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号に該当するため、これらの情報が記載されている部分を不開示としたものである。

したがって、部分開示とする原処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和元年6月4日 諮問の受理（令和元年（独情）諮問第22号及び同第23号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）

- ③ 同年7月22日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ④ 同年10月7日 審議（同上）
- ⑤ 同月24日 令和元年（独情）諮問第22号及び同第23号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これについて審査請求人は、本件対象文書は、開示請求の趣旨とは異なったものであり、請求の趣旨に応じた文書を開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分において本件対象文書を特定した理由について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書のうち、損害保険（火災保険）業務を特定保険会社へ行わせている業務委託契約証書（以下「請求文書1」という。）について

(ア) 機構では、民間金融機関と提携し、住宅の建設等に必要な資金の融資を行う等の業務を行っている。融資に当たっては、災害等による損害を受けた場合に債務だけが残ることのないよう、建物に火災保険を付けることを条件としている。

(イ) 平成28年3月末までに機構の融資を受けた者は、上記（ア）に記載の融資の条件となる火災保険として、幹事保険会社1社と10社の保険会社（以下「引受損保会社」という。）による共同引受保険である「住宅金融支援機構特約火災保険・住宅金融支援機構特約地震保険」（以下「特約火災保険」という。）に加入することができた。特約火災保険は、機構の融資を受けた建物について付保でき、機構融資の返済完了後の保険契約満期日をもって保険契約が終了となる保険であり、引受損保会社を保険者としているものである。

(ウ) 特約火災保険に関し、機構と引受損保会社との間に業務委託契約に当たる契約は存在しないが、本件開示請求書の記載から、請求文書1には、機構と損害保険会社の間で取り交わした文書類が該当するものと解すれば、特約火災保険に関し、機構と引受損保会社との間で交わした特約保険引受に関する特約書（機構と引受損保会社の

役割等を定めたもの)及び付属約定書(幹事会社等の責任分担割合等を定めたもの)である文書1ないし文書45が存在することから、これを請求文書1に該当するものとして特定したものである。

(エ)この外に、機構と損害保険会社との間に業務委託等に類する取り決めは存在せず、請求文書1に該当する文書は取得、作成していない。

イ 本件請求文書のうち、住宅ローンを金融機関に取扱わせている代理店契約(業務委託)証書(以下「請求文書2」という。)について

(ア)機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号。以下「機構法」という。)13条に規定する業務を行うこととされている。このうち、機構法16条により、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成19年政令第30号。)7条1項に規定する業務については、機構法16条1号にいう主務省令(独立行政法人住宅金融支援機構に関する省令(平成19年財務省・国土交通省令第1号。))により定める金融機関に委託することができるとされている。

(イ)機構は、上記(ア)の規定に基づき委託する業務について金融機関との間に業務委託契約を締結しており、この際、業務委託契約証書を取り交わしていることから、請求文書2に該当する文書として、機構で保有する当該業務委託契約証書を特定したものである。

(ウ)機構が実施する融資業務及び当該融資に付随して発生する管理回収業務のうち金融機関に委託するものに関する内容は全て当該業務委託契約証書に記載されており、外に金融機関との間で業務委託契約を結んでいる事実はないことから、当該業務委託契約証書の外に請求文書2に該当する文書は存在しない。

(2)以下、検討する。

ア 請求文書1につき、当審査会において、諮問庁から文書1ないし文書45の提示を受けて確認し、併せて機構法等の機構の業務について定める関係法令を確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はないと認められる。そうすると、請求文書1に該当する文書は機構において作成・保有していないことから、本来であれば、当該請求については、文書不存在により不開示とするべきであったと認められる。

イ また、請求文書2につき、当審査会において、諮問庁から文書46の提示を受けて確認し、併せて諮問庁が上記(1)イにおいて説明する関係法令等を確認したところ、上記(1)イの諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、機構において、文書46の外に請求文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

ウ そうすると、本件開示請求に対しては、請求文書1につき不存在として不開示、請求文書2について文書46を特定すべきであったと認められるが、機構において本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものを保有していないという意味で、本件対象文書を特定したことは、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

## 別紙

### 1 本件請求文書

損害保険（火災保険）業務を特定保険会社へ行わせている業務委託契約証書，住宅ローンを金融機関に取扱わせている代理店契約（業務委託）証書

### 2 本件対象文書

文書1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社A）

文書2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社B）

文書3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社C）

文書4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社C）

文書5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社C）

文書6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社D）

文書7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社D）

文書8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社D）

文書9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社D）

文書10 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社E）

文書11 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社E）

文書12 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社E）

- 文書 1 3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 E）
- 文書 1 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 F）
- 文書 1 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 8 年 4 月 1 日付け）（特定損害保険会社 F）
- 文書 1 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け）（特定損害保険会社 F）
- 文書 1 7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 F）
- 文書 1 8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 G）
- 文書 1 9 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 8 年 4 月 1 日付け）（特定損害保険会社 G）
- 文書 2 0 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け）（特定損害保険会社 G）
- 文書 2 1 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 G）
- 文書 2 2 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 H）
- 文書 2 3 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 8 年 4 月 1 日付け）（特定損害保険会社 H）
- 文書 2 4 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 9 年 1 1 月 1 日付け）（特定損害保険会社 H）
- 文書 2 5 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社 H）
- 文書 2 6 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社 I）
- 文書 2 7 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成 2 8 年 4 月 1 日付け）（特定損害保険会社 I）
- 文書 2 8 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特

- 約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社I）
- 文書29 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社I）
- 文書30 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社J）
- 文書31 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社J）
- 文書32 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険,地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社J）
- 文書33 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社K）
- 文書34 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社L）
- 文書35 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社L）
- 文書36 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社L）
- 文書37 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社L）
- 文書38 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社M）
- 文書39 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害保険会社M）
- 文書40 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成29年11月1日付け）（特定損害保険会社M）
- 文書41 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書（特定損害保険会社M）
- 文書42 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約書（特定損害保険会社N）
- 文書43 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書（平成28年4月1日付け）（特定損害



保険会社N)

文書44 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約の一部を改正する特約書(平成29年11月1日付け)(特定損害保険会社N)

文書45 独立行政法人住宅金融支援機構融資住宅等火災保険・地震保険特約に関する附属約定書(特定損害保険会社N)

文書46 業務委託契約証書